

令和6年度滋賀県立高等学校入学者選抜における 特別な配慮を必要とする者および海外帰国生徒等に対する受検上の配慮について

滋賀県立高等学校入学者選抜では、障害のある生徒や海外帰国生徒等、配慮が必要な者に対して、診断書等をもとに個々の状況に応じて検討・協議し、特別な配慮の実施可否および実施内容を決定します。

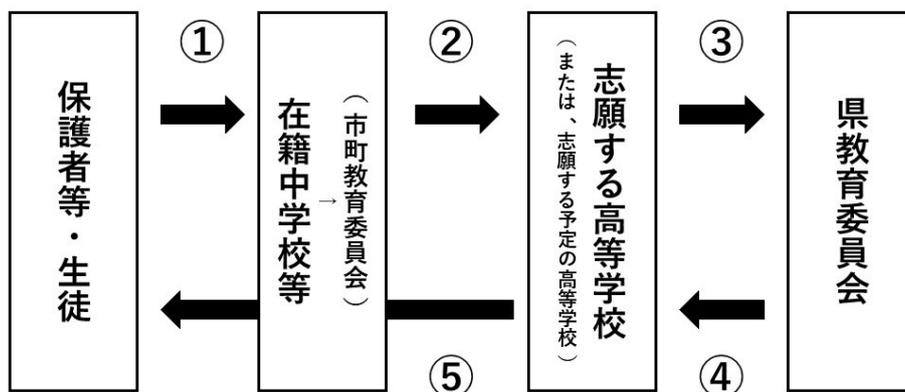
1 滋賀県立高等学校入学者選抜においてこれまでに実施した特別な配慮の主な具体例

- ・ 座席位置の変更
- ・ 検査場へのハンカチ等の持ち込み
- ・ 検査問題等へのルビ振り
- ・ 検査問題等の拡大
- ・ 補聴器の使用
- ・ 英語以外の外国語に関する辞書の持ち込み・時間延長（海外帰国生徒等に該当する者のみ※）

※海外帰国生徒等とは、海外帰国生徒または外国人生徒のうち、以下アおよびイのいずれにも該当する者のことをいう。

- ア 帰国し、または渡日した日から令和6年2月1日（木）までの期間が6年以内
- イ 帰国又は渡日時からさかのぼり海外在住期間が継続して1年以上

2 受検上の配慮を受ける手続き



- ①保護者等・生徒は、出願校が決まり次第、または、決まっていなくても出願する可能性がある場合、在籍する中学校等の担当者へ、希望する特別な配慮の内容を相談する。
- ②中学校等の校長は、生徒が志願する高等学校長へ、希望する特別な配慮の内容を連絡する。また、検査の2カ月前から3日前までに、副申書や診断書等の根拠資料を添えて、志願する高等学校長へ協議を申し出る。
- ③高等学校長は、中学校等の校長との協議に基づき、特別に配慮する事項について県教育委員会と協議する。
- ④県教育委員会で、中学校等において普段から継続的に行われている配慮の内容等を踏まえて、受検上の特別な配慮の実施可否および実施内容を決定し、高等学校へ通知する。
- ⑤④の通知を受けた高等学校長は、中学校等の校長に内容を伝え、通知に従い、具体的な実施について計画を進める。